

高茶屋地区における保育・教育施設の整備に係る入札参加意向調査及び関係者との協議に関する結果について

1 経緯

高茶屋地区における保育・教育施設の整備に関し、令和3年11月8日（月）開催の市議会全員協議会において、津市高茶屋市民センター南側の約4,000㎡の土地を施設整備用地として設定し、定員を155名とする認定こども園の整備を条件として、当該用地を入札により売却又は賃貸すること、また、本市内で認可保育所、認定こども園、小規模保育事業又は幼稚園を運営する社会福祉法人又は学校法人（以下「本市内事業者」といいます。）、津市高茶屋保育園及び津市立高茶屋幼稚園の保護者等への説明並びに本市内事業者に対する入札参加意向調査を行うことなどをお示ししました。

2 入札参加意向調査

令和3年11月22日（月）に本市内事業者31法人に対して参加意向調査表を送付したところ、13法人から参加意向ありとの回答がありました。

3 地元説明会等の開催

令和3年11月12日（金）に高茶屋地区自治会連合会役員に、同月15日（月）に高茶屋保育園及び高茶屋幼稚園の保護者に、同月18日（木）に本市内事業者にそれぞれ説明会を行ったところ、高茶屋地区自治会連合会役員から、認定こども園の整備に併せて、津市南郊公民館、津市高茶屋出張所及び津市消防団津方面団高茶屋分団施設に係る整備について、提案を求められました。

これを受けて、高茶屋地区自治会連合会に対して、津市高茶屋出張所を津市高茶屋市民センター内に、津市南郊公民館及び津市消防団津方面団高茶屋分団施設を津市高茶屋保育園跡地にそれぞれ整備する方向性を示し、当該方向性及び認定こども園を津市高茶屋市民センター南側に整備することについて、令和4年1月9日（日）の高茶屋地区自治会連合会役員会及び同月16日（日）の高茶屋地区自治会連合会定例会において、それぞれご理解をいただきました。

4 今後の対応

津市高茶屋市民センター南側の土地の入札について、本市内事業者の参加意向を確認し、また、高茶屋地区の地元自治会等の理解が得られたことから、令和4年5月に施設整備用地の売却又は賃貸に係る入札の実施に向けた事務手続を進めます。